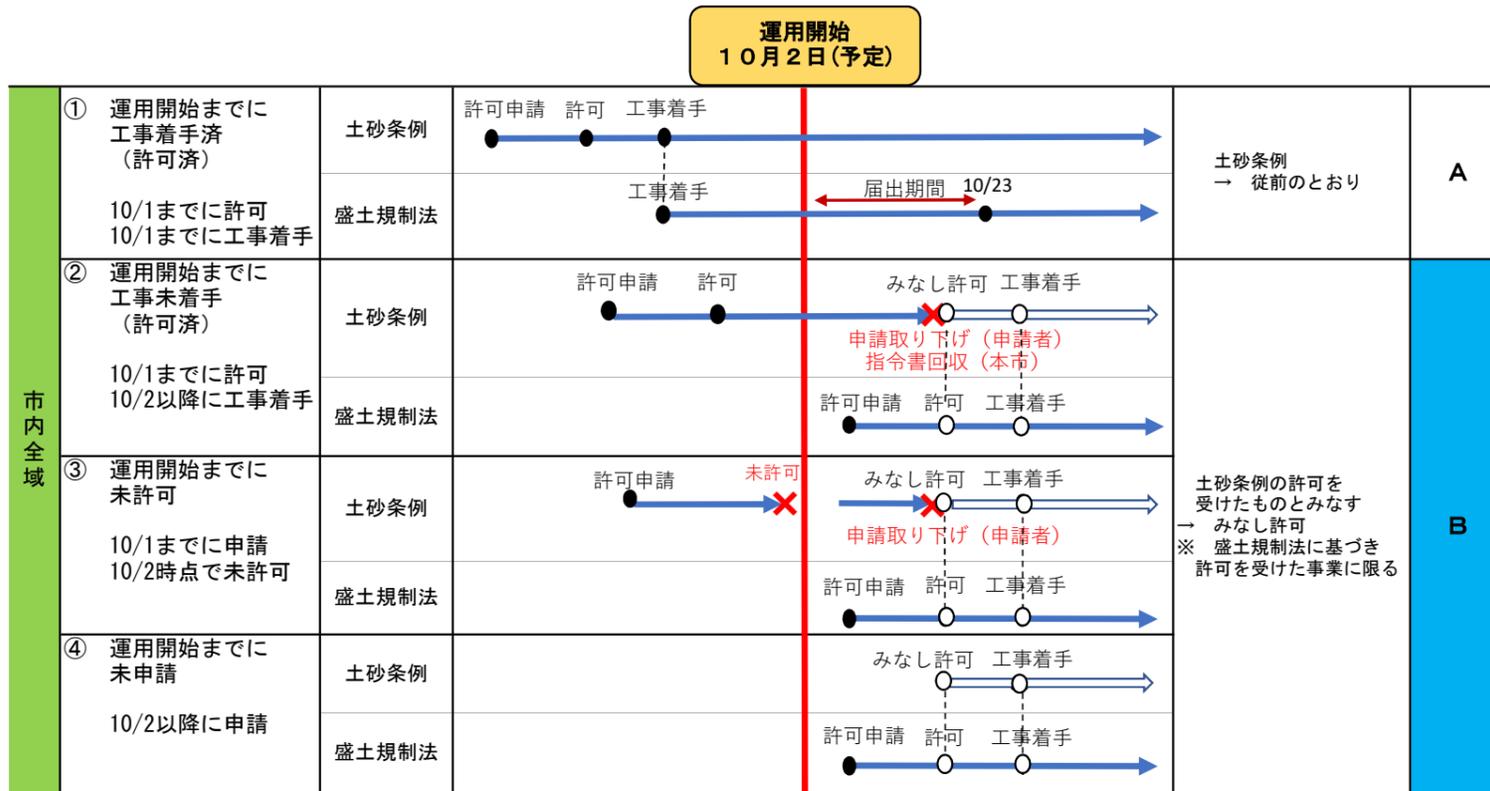


◎ 宇都宮市土砂条例と盛土規制法（運用開始前後）の手續



Check!

四方で囲まれた窪地の埋戻し
(鹿沼土採取後の埋戻しなど)
は、盛土規制法対象外であって
も、本市土砂条例では許可を要
するため、今までどおりの手續
が必要です。

A 土砂条例による許可が必要（今までどおり）

- 10月1日までに工事に着手する(※1)本市土砂条例に基づく特定事業については、**従前のとおりの規制基準が適用**されます。
 - ⇒ 許可の申請及び手数料は**必要**
 - ⇒ 事業期間は**3年間**（一時たい積も同様）
 - ⇒ 指令書の交付**あり**
- ※1 工事の着手の判断については、都市計画課に確認
(連絡先：盛土対策グループ、電話：028-632-2883)
- ※2 盛土規制法においては、10/23までに届出
(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 又は 土石の堆積に関する工事の届出書)が必要

B 土砂条例によるみなし許可の適用

- 10月2日以降に工事に着手する、盛土規制法及び土砂条例に基づく双方の許可を必要とする特定事業については、**盛土規制法に基づき申請し、許可を受けることで、土砂条例の許可を受けたものとみなします。**
 - ⇒ 許可の申請及び手数料は**不要**（盛土規制法では必要）
 - ⇒ 事業期間は**上限なし**（一時たい積は5年間）
 - ⇒ 指令書の交付**なし**（盛土規制法では許可証を交付）
(②の既に交付した指令書については、本市が回収します。)
- ※ ②③の申請取り下げの事務手續については、土砂条例のみなし許可と同日付けで取り下げをお願いします。
また、既に支払われた、特定事業の申請手数料は、全額返金いたします。
(当該特定事業を、みなし許可とすることにより、申請手数料が不要となるため)